

「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」（概要）

第1章 計画策定に関する基本的な考え方

- 1 計画の性格
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3 第1項の規定に基づく都道府県基本計画
- 2 計画期間 令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

第2章 滋賀県のDVをめぐる現状と課題

1 現状	(H26)	(H30)
➢ 配暴センターにおけるDV相談件数	802件	→ 850件
➢ DVによる一時保護件数(委託含む)	74件	→ 62件
➢ 配暴センターにおける法律相談件数(DV関連のみ)	32件	→ 38件
➢ 保護命令受付件数(大津地裁分)	37件	→ 15件
➢ DVに関する県民意識(配暴センター認知度)	6.9%	→ 7.2%

2 社会情勢の変化課題(論点)

- (1) DVと密接に関係する児童虐待事案の増加
- (2) DV防止法の一部改正(ポイント:児童虐待対応との連携強化)

3 DVをめぐる課題の整理

(1) DV未然防止に関する取組

- ・ DVの啓発活動が関係機関に向けたものに留まっている。
- ・ 加害者更生に向けた取組の検討が必要である。

(2) 早期発見・相談体制の充実

- ・ 相談後の対応が見えづらい可能性がある。
- ・ 男性相談窓口の周知に向けた取組が不足している。
- ・ 外国人・障害者である被害者への支援体制の強化が必要である。

(3) 被害者の保護

- ・ 一時保護委託先の新規開拓に向けた取組が求められている。

(4) 被害者の自立支援

- ・ 保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲拡大等のDV防止法改正に対応する。

(5) 子どもを守る取組

- ・ 児童虐待対応との連携強化が必要である。

(6) 関係機関・団体との連携、協力

- ・ 市町・民間団体、関係機関とのより一層の連携が必要とされる。

第3章 基本理念・施策の柱

配偶者からの暴力は重大な人権侵害との認識のもと、一人ひとりの人権を擁護し、男女が互いを尊重する社会の実現

目指す社会

- 1 DVを許さない社会
- 2 DV被害者と子どもが適切な支援を受け、安全・安心に暮らせる社会
- 3 DV被害者が自立し、幸せを実感できる社会



第4章 施策の体系と主な取組

I DVを許さない社会の実現

- (1) 啓発・未然防止対策の推進
- (2) 地域、学校、家庭等における人権教育・啓発の推進、男女共同参画の推進
- (3) デートDVに関する教育、研修など若年層への啓発強化

II 早期発見・相談体制の強化

- (1) 被害の早期発見に向けた広報・啓発
- (2) 相談体制の強化
- (3) 相談員の資質向上に向けた研修の実施
- (4) 苦情の適切かつ迅速な処理

III 被害者の安全確保および保護体制の充実

- (1) 被害者の安全確保
- (2) 一時保護体制の充実
- (3) 保護命令制度の適切な利用に向けた関係機関との調整等の支援の強化
- (4) 被害者の個人情報保護

IV 被害者への切れ目のない支援

- (1) 住宅の確保および入居支援
- (2) 就業支援
- (3) 被害者の安全確保と心理的ケア
- (4) 司法・行政手続きに関する支援
- (5) 加害者からの相談および加害者更生などに対する取組
- (6) 被害者に対する中長期的な支援に向けた取組

V 子どもの安全・安心を確保する支援

- (1) 児童虐待から子どもを守る取組
- (2) DV対応と児童虐待対応の相互理解の促進
- (3) 同伴児に対する学習支援や心理的ケアの実施
- (4) 被害者の子どもに関する支援

VI 関係機関・団体等への支援と連携、協力

- (1) 市町との連携
- (2) 企業・団体との連携
- (3) 関係団体等との連携、協力

【具体的施策】

- (1) ①県民に対する啓発の実施、②市町、企業・団体等と連携した予防啓発（★重点）、③加害者に対して気づきを促すための啓発等への取組（★重点）
 - (2) ①教育・学習の充実、②人権啓発
 - (3) ①学校における未然防止に向けた教育の充実
- (1) ①被害の早期発見・通報のための広報・啓発（★重点）、②医療・福祉等関係者への啓発、③各種虐待相談窓口との連携、④通報に対する適切な対応
 - (2) ①配偶者暴力相談支援センターにおける相談機能の充実、②警察における相談業務の充実、③外国人、高齢者、障害者等に対する相談環境の整備（★重点）
 - (3) ①相談対応者のスキルアップを図る研修および啓発
 - (4) ①苦情の適切かつ迅速な処理
- (1) ①緊急時の安全確保、②警察による被害の防止
 - (2) ①一時保護所入所者に対する心理的ケアの実施、②外国人、高齢者、障害者である被害者に応じた一時保護、③県域を超えた連携体制づくりへの調整、④民間シェルターの活用等による被害者への支援の強化（★重点）
 - (3) ①保護命令制度の利用に対する支援、②保護命令の通知を受けた場合の対応
 - (4) ①住民基本台帳閲覧制限等に対する円滑な手続き、②被害者の情報管理の徹底
- (1) ①公営住宅への入居支援、②民間賃貸住宅等への入居支援
 - (2) ①就業の支援、②就職に向けた技能・知識の習得のための支援、③就職時の身元保証
 - (3) ①被害者の安全確保、②被害者カウンセリングの充実
 - (4) ①法律相談の実施、②関係機関への情報提供と円滑な手続き
 - (5) ①加害者相談の実施、②加害者更生に対する調査研究等の推進
 - (6) ①婦人保護施設における支援の充実
- (1) ①市町要保護児童対策地域協議会への参画（★重点）、②相談機関による継続的な支援、③継続的な見守り活動の推進、④DVに対応する機関と児童虐待に対応する機関の連携強化
 - (2) ①DV対応と児童虐待対応の相互理解を旨とした研修の実施
 - (3) ①同伴児の学習支援や心理的ケア
 - (4) ①安全で円滑な転校手続き、②保育所等への入所、③一時保護施設退所後の子育て・子育て支援
- (1) ①円滑な連携に向けた体制づくりの推進、②市町のDV対策基本計画の策定支援
 - (2) ①県民に対する予防啓発への取組、②民間シェルター等の活用の検討
 - (3) ①被害者の状況に応じた柔軟な対応、②DV対策のネットワークの構築

第5章 計画の推進にむけて

- 1 それぞれが果たす役割（県、市町、関係機関・団体、県民）
- 2 計画の推進体制
- 3 点検評価・進捗管理・計画の見直し

数値目標

	指標	現状(R1)	目標(R6)
1	DVの相談先を知っている県民の割合	58.9%	80%
2	基本計画を策定している県内市町数	16市町	全市町
3	デートDVに関する授業を行った中学・高等学校数	117校	全校

	指標	現状(R1)	目標(R6)
4	啓発協力事業所数	—	300か所
5	児童虐待およびDVに関する相互理解研修を受講した担当職員数	—	250人